

兵庫県立いなみ野特別支援学校 PTA 規約

第1章 総 則

[名称]

第1条 この会は、兵庫県立いなみ野特別支援学校 PTA と称する。事務局を兵庫県立いなみ野特別支援学校内に置く。

[目的]

第2条 この会は、会員が一致協力して児童・生徒の教育推進に寄与し、会員相互の教養を深め親睦を図ることを目的とする。

[事業]

第3条 この会は、目的達成のため、次の事業を行う。

1. 学校教育を理解し、これに合致した家庭教育の推進。
2. 会員各位の教養・親睦の向上。
3. 学校教育の振興。
4. 社会教育の推進。
5. その他必要と認める事業。

[会員]

第4条 この会の会員は次の通りとする。

1. 本校に在籍する児童・生徒の保護者またはこれにかわる者。
2. 本校に勤務する教職員。
3. この会の会員は、すべて平等の権利と義務をもつ。
4. 上記1・2のうち入会届を提出した者。
5. 会員が次に該当する場合は、退会したものとする。
 - (1)児童・生徒の卒業・転出等により学籍が失われたとき。
 - (2)退職・異動により本校の教職員でなくなったとき。
 - (3)その他：退会の申し出があったとき。退会を希望する者は、退会届を提出する。
6. 入退会の届け出は、特別な事情がない限り、同一年度内において一回限りとする。

第2章 役 員

[役員]

第5条 この会の役員は次の通りとする。

- | | |
|------|---|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 9 名程度（会長補佐1名 兼各部 8 名） |
| 書 記 | 2 名 |
| 会 計 | 2 名 |
| 学級役員 | 各学級より 1 名（保体・進路研修・余暇活動支援・広報 各部のいずれかに所属） |
- 学級役員については必要に応じて設ける。
- | | |
|------|-----|
| 会計監査 | 2 名 |
|------|-----|

[役員を選出及び任期]

第6条 会長・副会長・書記・会計は役員会が推薦し、総会の承認を得なければならない。
本部役員は会長・副会長・書記・会計を指す。

学級役員は各学級より選出する。

本部役員を2年、務めたものは、本部役員及び学級役員を非選出とする(再任は妨げない)。ただし、定数に満たない場合はその限りでない。

会計監査は役員会が推薦し、総会の承認を得なければならない。

学級役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

[役員の仕事]

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の時はこれを代行する。また各部を掌握する。
3. 書記は、この会の議事を記録する。
4. 会計は、この会の会計事務を処理する。
5. 学級役員は、この会の会務を処理する。
6. 会計監査は、この会の会計を監査する。

[役員の仕事]

第8条 役員が、役員としてふさわしくない行為があったときは、本部役員会の3分の2以上の承認をもってこれを解任することができる。

[顧問]

第9条 この会は、顧問を置くことができる。

顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。顧問は会の運営について相談に応じる。

第3章 役員会

[機関]

第10条 この会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 本部会
4. 部会

[総会]

第11条 総会は、前年度の事業報告、会計決算の承認、新年度役員を選出、事業計画、予算の審議、その他の重要事項を決定する。

1. 総会は、全会員の1/2以上の出席を持って成立する。その議決は出席会員の過半数の賛成によらなければならない。
2. 定例総会は、毎年1回開催する。総会決議は書面または電子文書によるものとする。但し、会員の出席が必要と会長が認めたときは集会形式とする。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び会員の1/3が必要と認めるときに開くことができる。
4. 役員会は、総会から任されたことを決議し、緊急やむを得ない場合は総会にかわって議決することが出来る。但し、議決されたことについては次の総会において報告しなければならない。

[役員会]

第12条 役員会は、本部役員・学級役員・担当教職員及び顧問で構成する。会長が招集し、PTA行事に関する企画運営及び外部団体との折衝にあたる。

[本部会]

第13条 本部会は、本部役員で構成する。会長が招集し、この会の運営に関する企画立案、総会提出の議案作成並びに

関係諸団体との窓口にあたる機関で、随時開く事を基本とし次のことを決定する。

1. 決議機関から委任されたこの会の運営に必要な事項の企画立案に関すること。
2. 総会資料の原案作成に関すること。
3. 関係諸団体の活動協力要請に関すること。
4. その他緊急事項の処理に関すること。

[部会]

第 14 条 部会は、本部役員で構成する。目的達成の徹底を期するため随時開く事を基本とし、次の部会をおく。

1. 保体部
 - ・会員の健康維持と体力増進のための意識の向上を図る。
2. 進路研修部
 - ・研修活動を通じて会員の知識の向上と会員相互の親睦を図る。
3. 余暇活動支援部
 - ・余暇活動を通じて余暇期間中の会員の生活の充実と会員相互の親睦を図る。
4. 広報部
 - ・機関紙の発行、広報活動を行う。

第4章 会 計

[会計]

第 15 条 この会の会員は1世帯あたり年額 4,500 円の会費を納める。納時期については学校事務室の処理による。一度納入された会費は、一切返還しない。

第 16 条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行う。

第 17 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第5章 その他

[その他]

第 19 条 この会の円滑な運営を図るため、別の内規を決めることができる。

第 20 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「兵庫県立いなみ野特別支援学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

[会則改正]

第 21 条 この規約は、総会において改正することができる。

付則 この規約は、昭和 56 年 3 月 2 日より施行する。

付則 この規約は、昭和 62 年 5 月 28 日より施行する。

(第 5 条 副会長 2 名を 3 名に改正)

付則 この規約は、平成 2 年 5 月 18 日より施行する。

(第 1 条他 育成会を PTA に変更。第 5 条他 理事を学年役員に変更、学年役員の人数を 1～3 名に変更)

付則 この規約は、平成 3 年 5 月 20 日より施行する。

(第 4 条 3. 本校に協力・理解のあるものを削除。第 5 条副会長 3 名を 2 名に変更、書記を削除し、4 部長を置く。)

付則 この規約は、平成4年5月18日より施行する。

(第5条 学級役員の人数を1~4名に変更。)

付則 この規約は、平成5年5月17日より施行する。

(第5条 学年役員の人数を1~5名に変更。)

付則 この規約は、平成6年5月16日より施行する。

(第6条 役員会を前年度の役員会に変更。)

付則 この規約は、平成13年5月16日より施行する。

(第5条他 学年役員各学年1~5名を学級役員各学級より1名に変更。)

付則 この規約は、平成14年5月14日より施行する。

(第5条 会計2名を1名に変更。)

付則 この規約は、平成17年5月19日より施行する。

(第5条他 書記を置く。)

付則 この規約は、平成18年5月18日より施行する。

(第5条 副会長2名を3名に変更。バザ一部廃止 余暇活動支援部を置く。)

付則 この規約は、平成19年5月16日より施行する。

(第5条 会計1名を2名に変更)

付則 この規約は、平成21年5月19日より施行する。

(第5条 副会長を3名から4名に変更。総務部を保体部に変更。

第7条副会長・書記の任務に各部を掌握し部長の補佐をする)

付則 この規約は平成22年5月21日より施行する。

(第6条 本部役員を2年以上務めたものは学級役員を非選出とする(再任を妨げない)。ただし定数に満たない場合はその限りでない)

付則 この規約は平成23年5月26日より施行する。

(平成23年5月26日全面改訂。別紙『いなみ野特別支援学校平成23年度PTA規約改定要旨』による)

付則 この規約は平成25年5月14日より施行する。

(第5条 副会長4名から5名(必要に応じて変動あり)に変更。

第6条 理事役員(会長・副会長・書記・会計・各部部长・以下:理事役員)を1年以上務めたものは、学級役員を非選出とする。(再任は妨げない)。ただし、定数に満たない場合はその限りでない。また、過去に同じく2年以上務めたものは、学級役員を非選出とする。もし、選出したとしても理事は非選出とする(再任及び立候補を妨げない)

第7条 書記から広報部補佐を外し、副会長1名が広報部補佐をする。)

付則 この規約は平成28年5月17日より施行する。

(第6条 本部役員および各部長の定義を追加)

(第6条 本部役員・各部部长(以下:理事役員)を2年以上務めたものは、本部および学級役員を非選出とする。(再任は妨げない)。ただし、定数に満たない場合はその限りでない。もし、選出したとしても理事は非選出とする(再任及び立候補を妨げない。))

(学級役員の任期を1年間と明記。)

(第15条 会費を納めるにあたり、「在籍した月の」を追加。)

付則 この規約は平成29年5月16日より施行する。

(第6条 本部役員から会計監査を外す。)

付則 この規約は、令和元年5月14日より施行する。

(第6条 理事役員の定義を追加。)

(第6条 本部役員を2年、または部長を1年と本部役員を1年務めたものは、本部役員及び学級役員を非選出とする(再任は妨げない)。ただし、定数に満たない場合はその限りでない。もし、選出したとしても理事役員は非選出とする(再任及び立候補を妨げない)。この2年は連続でなくてよい。)

付則 この規約は、令和6年3月8日より施行する。

(第4条 特別な事情を除き、退会は認められないを追加。)

付則 この規約は、令和7年6月5日より施行する。

(令和7年6月5日全面改訂。)

付則 この規約は、令和8年6月4日より施行する。

(令和8年6月4日一部改訂。)

いなみ野特別支援学校平成 23 年度 PTA 規約改正要旨

【規約改正主旨】

東はりま特別支援学校が平成 23 年度より全学部において開校されることになり、本校に在籍する生徒及び教職員の人数も減少し、ますます学校・家庭・地域の連携が必要となります。

そこで、次に示す内容の充実を図りたく規約改正を行う。

1. 多くの保護者が学校の様子を知り、共通の認識としての PTA 活動の充実と学級・学年での教職員と保護者の連携を強化する。

【規約改正要旨】

1. 規約内の項目に、第 1 章～第 5 章を明記した。
2. 第 4 条に、「この会の会員はすべて平等の権利と義務を持つ」の一文を明記した。
3. 第 6 条に、学級委員を学級役員に名称を変更し、統一した。併せて本部役員並びに部長の学級役員の非選出対象任期、並びに本部役員の非選出対象の任期を明記した。
4. 第 7 条に、役員の任務に「会計」と「部長」を明記した。
5. 第 9 条に、「1. 総会」「2. 役員会」「3. 理事会」「4. 本分会」「5. 部会」の 5 つの機関を明記した。
6. 第 11 条に、「役員会」の構成メンバーを明記し、学期に 1 回の開催を基本とすると明記した。
7. 第 12 条に、「理事会」の構成メンバーと活動内容及び決定事項を明記した。
8. 第 13 条に、「本分会」の構成メンバーと活動内容及び決定事項を明記した。
9. 第 14 条に、各部(保体部、進路研修部、余暇活動支援部、広報部)の活動目的と目的達成のための部会をおくことを明記した。
10. 第 16 条に、「この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行う」と明記した。
11. 第 17 条に、「この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない」と明記した。
12. 第 19 条に、「この会の円滑な運営をはかるため、別の内規を決めることができる」と明記した。

兵庫県立いなみ野特別支援学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 兵庫県立いなみ野特別支援学校PTA(以下、「**国会**」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及び会員名簿、行事などの記録、その他の個人情報データベース(以下、単に「**個人情報データベース**」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、会長、書記、担当教職員及び顧問とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、業務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。ただし、要配慮個人情報については取得しないものとする。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会員名簿、役員名簿をはじめとする各種名簿作成、および作成にあたっての学校との情報共有
- (2) 会費の徴収等に係る事務
- (3) お知らせ、お手紙、広報誌などの配布
- (4) 役員選考時の連絡

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならない。

(同意の取り消し)

第10条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第11条 取得した個人情報は個人情報管理者・取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第13条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者(第13条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第13条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第16条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本会役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付則 本規則は、令和7年6月5日より施行する。

いなみ野特別支援学校 PTA 規約内規

いなみ野特別支援学校 PTA 規約第 6 条に定める役員の選出は、役員会が統括し、次のとおりとする。

1. 役員会は、会長、副会長、書記、会計及び会計監査の選出に当たり選考委員会を設置する。

- ① 選考委員会は、副会長をはじめ役員数名で構成する。
- ② 選考委員会は、次期役員の選考方法について協議し、決定することを任務とする。
- ③ 役員会は、決定された選考方法に基づき会員全体に告知し、役員の選出に当たる。

2. 学級役員

- ① 各学級から 1 名を選出し、会長が委嘱する。
- ② 選出方法は各学級毎に決定する。
- ③ 学級役員が、役員の任務を務めることが出来ない場合は、予め決められた後任者を学級役員とし役員会に報告する。
- ④ 過去に学級役員を 1 年以上務めたものは本人の申し出により、承認を得て学級役員を辞退することができる。(立候補は妨げない)

ただし、役員候補者が、定数に満たない場合はその限りではない。

3. この内規の改正は総会で承認する。

【附記】・平成 23 年 5 月 26 日全面改正(1~4)

- ・平成 23 年度より適用する
- ・令和 7 年 6 月 5 日一部改正

兵庫県立いなみ野特別支援学校 PTA 慶弔規定

会員の慶弔については次のとおりとする。

1. 慶賀

会員の慶賀については、その都度協議して決める。

2. 弔慰

会員及びその配偶者の死亡 5,000 円またはしきみ料、3,000 円の弔電

児童・生徒の死亡 5,000 円またはしきみ料、3,000 円の弔電

3. 災害見舞

火災・風水害・地震等のため、見舞金を必要とする時その都度協議して決める。

4. この項目に該当しない項目で慶弔に伴うことは、その都度協議して決める。

付則 この規定は、昭和 56 年 5 月 22 日より実施する。

付則 この規定は、平成元年 5 月 19 日より実施する。

(2. 会員の死亡(父母)を会員及びその配偶者の死亡。に改正)

付則 この規定は、平成 10 年 5 月 14 日より実施する。

(4. 本校勤務年数×1,000 円(但し、1 年未満は 1 年に計算)を転退職者への餞別は記念品とする。に改正)

付則 この規定は、平成 15 年 5 月 15 日より実施する。

(4. 転退職者への餞別は廃止する。)

付則 この規定は、平成 18 年 5 月 18 日より実施する。

(2. 3,000 円の弔電。)

連絡方法

死亡者	連絡者(可能なら文章)	連絡対象者
保護者	PTA 会長	副会長
児童・生徒	学校長	全員
教職員	学校長	全員(副会長)